



# 栃木県公報

平成20年  
12月12日(金)  
号外  
第129号

## 目次

### 議 会

栃木県議会議長選挙の改正..... 1



#### 栃木県議会議長選挙の改正

栃木県議会議長選挙の改正の規則を次のように定める。  
平成二十年十二月十二日

栃木県議会議長 石 坂 真 一

#### 栃木県議会議長選挙の改正の規則

栃木県議会議長選挙の改正の規則（昭和二十七年栃木県議会議長選挙第一号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第十五章 議員の派遣（第百十八条）  
第十六章 補則（第百十九条）」を

- 「第十五章 協議又は調整を行うための場（第百十八条）  
第十六章 議員の派遣（第百十九条）」に改める。
- 第十七章 補則（第百二十条）」
- 第十六章中第百十九条を第百二十条とし、同章を第十七章とする。
- 第十五章中第百十八条を第百十九条とし、同章を第十六章とする。
- 第十四章の次に次の一章を加える。

#### 第十五章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第百十八条 法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。
- 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。
- 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

#### 別表（第百十八条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
各派代表者会議	各会派間の連絡及び意見調整	議長、副議長、所属議員三人以上の会派を代表する議員及び議長経験者を代表する議員	議長
正副委員長・会長会議	委員会等の運営の基本的事項等に関する協議及び調整	議長、副議長、議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長並びに検討会及び協議会の会長及び副会長	議長

議員全員協議会	県政の重要課題及び議会の運営等に関する協議及び調整	全議員	議長（議長の職務を行う者がいないときは、議会事務局長）
世話人会	一般選挙後議会運営委員が選任されるまでの間の議会の運営に関する協議及び調整	各会派を代表する議員、議長経験者を代表する議員及び改選前に議長であった議員	座長（座長の職務を行う者がいないときは、議会事務局長）
新議員説明会	議会の運営等に関する聴取及び協議	初当選の議員	議長（議長の職務を行う者がいないときは、議会事務局長）
栃木県議会情報公開審査会	栃木県議会情報公開条例（平成十二年栃木県条例第一号）第十九条に規定する意見の求めに応じた審議	議長が指名した議員	会長（会長の職務を行う者がいないときは、議長）
議会活性化検討会	議会の活性化のための方策等に関する調査及び協議	会派から選出された議員	会長
企業局事業等あり方検討会	企業局の事業等のあり方に関する調査及び協議	会派から選出された議員	会長
栃木県議会国会等移転促進協議会	国会等の移転促進に関する調査及び協議	会派から選出された議員	会長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。